

I. 物流を取り巻く現状（働き方改革）

4-1. 働き方改革関連法とトラック運送事業者

- トラックドライバーは2024年4月から年960時間の時間外労働の上限規制が適用開始。
- 時間外労働年960時間超のドライバーが相当数いるとみられ、労働時間の短縮が不可避。

◆時間外労働の上限規制

■職種によって異なる適用開始時期

- ✓ドライバーは2024年4月から年960時間（月平均80時間）
- ✓運行管理者、事務職等のドライバー以外は年720時間
（中小企業は2020年4月から）

■改善基準告示の拘束時間との関係

- ✓改善基準の月間拘束時間293時間と比べて約20時間の差

◆割増賃金率の引き上げ

- ✓月60時間超の時間外労働の割増賃金率が、2023年4月から
中小企業でも25%から50%に

◆年5日の年次有給休暇の取得義務付け

- ✓個人別の取得時季の指定が使用者に義務付け、罰則付き

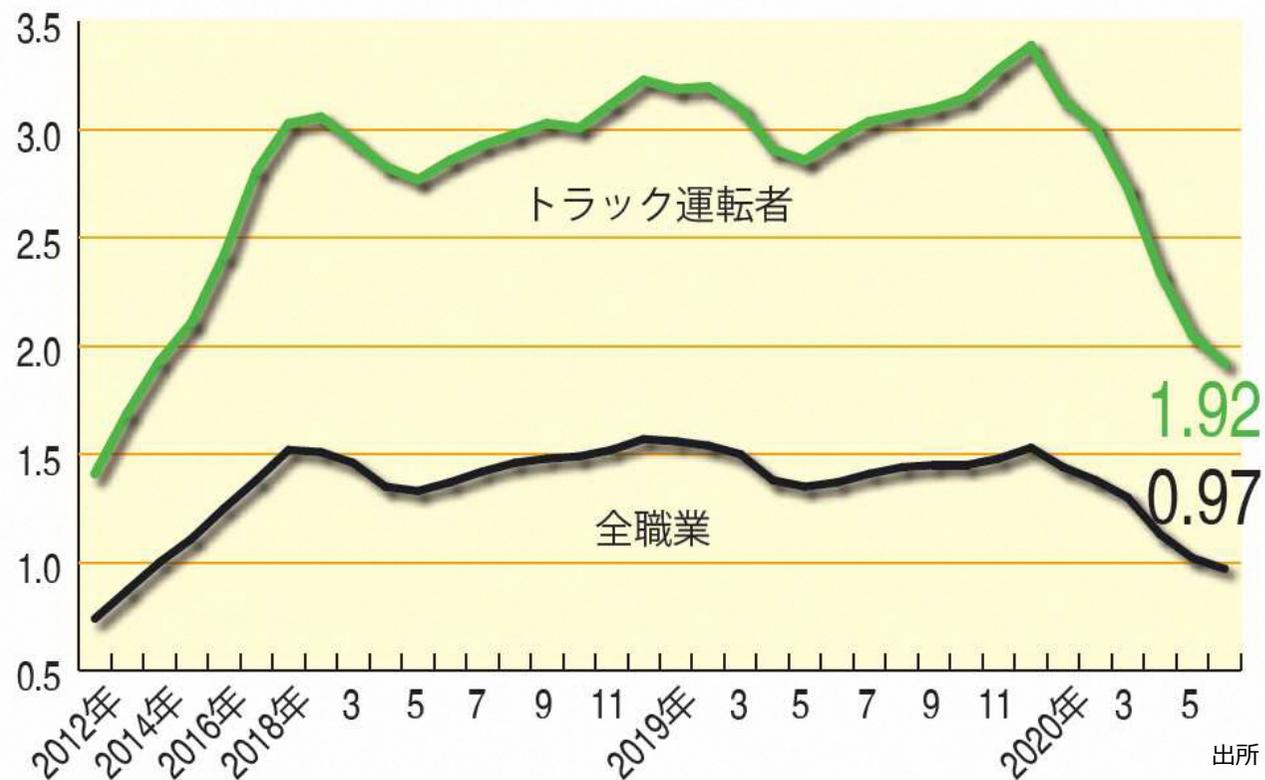
◆同一労働同一賃金

I. 物流を取り巻く現状（労働環境）

5-1. トラックドライバーの不足状況

- トラックドライバーの有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による景気低迷等により、一時よりも低下したものの「2倍」近くあり、全職種平均の「1」に比べても高水準である。
- いわゆる「募集しても集まらない」状況が続いており、ドライバー不足は景気等による問題ではなく、構造的な問題となっている。

トラック運転者と全職種の有効求人倍率の推移



出所：厚生労働省ホームページ

I. 物流を取り巻く現状（労働環境）

5-2. トラックドライバーの不足状況

- 鉄道貨物協会によるトラックドライバー需給の将来予測によると、2025年には約21万人が、2028年には約28万人不足するとされている。

トラックドライバー需給の将来予測

	2017年度	2020年度	2025年度	2028年度
需要量	1,090,701人	1,127,246人	1,154,004人	1,174,508人
供給量	987,458人	983,188人	945,568人	896,436人
過不足	▲103,243人	▲144,058人	▲208,436人	▲278,072人

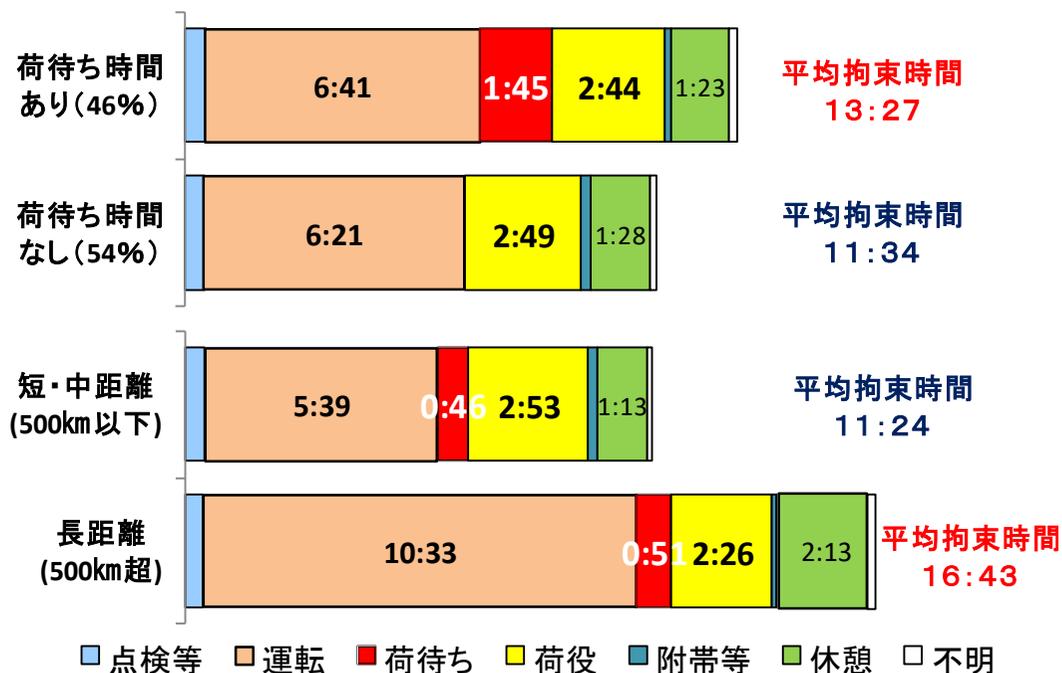
出所：公益社団法人鉄道貨物協会の「平成30年度本部委員会報告書」2020年5月

I. 物流を取り巻く現状（労働環境）

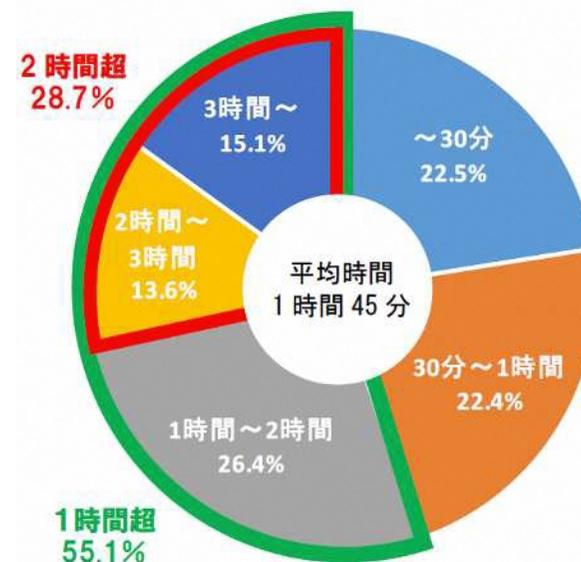
5-3. トラックドライバーの労働条件

- トラックドライバーの長時間労働の一因には、荷待ち時間の発生（平均1時間45分）と荷役時間の発生(2時間40分以上)が大きい。
- 1日の運行距離が500km超の長距離輸送のドライバーの平均拘束時間は、16時間を超えるなど、長時間労働が顕著である。

1 運行あたりの拘束時間の内訳



1 運行あたりの手待ち時間の分布



出典：国土交通省、厚生労働省「トラック輸送状況の実態調査」（2015年）

I. 物流を取り巻く現状（SDGsへの対応）

6-1. SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標（その下に、169のターゲット、232の指標が決められている）。特徴は、以下の5つ。



普遍性 先進国を含め、全ての国が行動

包摂性 人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」

参画型 全てのステークホルダーが役割を

統合性 社会・経済・環境に統合的に取り組む

透明性 定期的にフォローアップ

出所：外務省ホームページ

I. 物流を取り巻く現状（SDGsへの対応）

6-2. SDGs（持続可能な開発目標）

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

